

議会事務局デジタル複合機賃貸借及び保守業務に係る入札の実施について

件名のことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定により制限付一般競争入札を実施するため、同令第167条の6及び那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第4条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 覚



1 入札に付する事項

- (1) 件名 議会事務局デジタル複合機賃貸借及び保守業務
- (2) 履行場所 那覇市役所(那覇市泉崎1丁目1番1号 4階 議会事務局内)
- (3) 履行期間 令和6年7月1日から令和11年6月30日まで(60か月)
- (4) 履行内容 別紙「議会事務局デジタル複合機賃貸借及び保守業務の仕様及び条件」のとおり
- (5) 特記事項 この入札に係る契約について、次に掲げる事項を明示する。
  - ア 当該契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成21年那覇市条例第41号)第2条の規定に基づく長期継続契約であること。
  - イ 各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。
  - ウ 予算の減額又は削除により契約の変更又は解除を行う場合があること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる全ての事項を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 市町村税等を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 本件の公告の日から入札執行の日までの間に、「那覇市物品購入等競争入札取扱要綱」に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。

- (6) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (7) R6・R7年度物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (8) 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に、沖縄県内の官公署(本市を含む。)との間でデジタル複合機賃貸借及び保守業務契約に相当する契約を2件以上(同一の官公署におけるものも可。)締結し、又は締結中であり、これらの全てを誠実に、履行し、又は履行中であること。
- (9) 本市内に本店、支店等を有していること。

### 3 入札に係る契約についての質問の方法等

- (1) 質問の方法 質問書(第1号様式)に質問の内容を入力し、次のメールアドレスに電子メールを送信(質問がない場合は、不要)  
E-mail : G-SYOMU001@city.naha.lg.jp
- (2) 質問の期限 令和6年5月8日(水) 午後5時まで
- (3) 質問への回答 令和6年5月10日(金)までに那覇市ホームページに回答を掲示

### 4 入札説明会

実施しない。

※「議会事務局デジタル複合機賃貸借及び保守業務の仕様及び条件」を確認すること。

### 5 入札参加資格の確認等

#### (1) 提出する書類

本件入札の参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申込書(第2号様式)

イ 契約実績証明書(第3号様式)

ウ 応札機器仕様対応チェックリスト(第4号様式)

(※応札機器の仕様が確認できるカタログ等の写しも添付すること。)

- (2) 提出方法 前号アからウまでに掲げる書類のデータを電子メールにて提出後、「ア 入札参加資格確認申込書」の原本を郵送又は持参  
提出先メールアドレス : G-SYOMU001@city.naha.lg.jp

- (3) 提出期限 電子メールによるデータの提出期限 令和6年5月16日(木)午後5時  
原本の提出期限 ①郵送する場合 : 令和6年5月20日(月)必着  
②持参する場合 : 入札開始時

- (4) 提出先 那覇市議会事務局庶務課

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 4階

- (5) 結果通知 令和6年5月17日(金)までに担当者宛電子メールにて通知する。

#### (6) その他

ア 提出する書類の作成及び提出に係る費用は、申込者が負担すること。

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 提出された書類の提出期限後の差替え及び再提出は、認めない。

エ 提出期限までに提出書類を提出しない者及び入札参加資格がないと確認された者の入札への参加は、認めない。

オ 入札参加資格があると認められた者であっても、確認結果の通知後に入札資格を欠くこと等が判明した場合は、その確認結果を取り消す。

カ 提出された書類は、入札参加資格の確認以外に無断で使用しない。

## 6 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和6年5月21日(火)午後2時

(2) 場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎4階 総務委員会室

(3) 入札時提出書類

ア 入札書(第5号様式)

イ 代理人が入札する場合は、委任状(第6号様式)

ウ 入札参加資格確認申込書(第2号様式)の原本が未提出の場合は、その原本

## 7 契約条項を示す場所 那覇市ホームページ内

## 8 入札保証金に関する事項

那覇市契約規則第8条第1項第2号又は第3号に該当する場合は、免除する。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を請求するものとする。

## 9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 委任状を持参しない代理人がした入札

(3) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札

(4) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札

(5) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札

(6) 入札書の表記金額を訂正した入札又は¥マークの記載がない入札

(7) 入札書に記名押印を欠いた、又は重要な記載事項について判読できない入札

(8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札

(9) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札

(10) 鉛筆等容易に消去が可能な筆記用具を使用して記載された入札

(11) 再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度(3回目の場合は、初度及び2回目)の入札に不参加の者がした入札

(12) 郵送による入札

(13) その他入札に関する条件に違反した入札

## 10 契約保証金

那覇市契約規則第30条第3号により免除する。

#### 11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

#### 12 その他入札に関し必要な事項

入札の際は、次に掲げる事項について留意すること。

- (1) 入札の参加者は、1事業者当たり1人とする。
- (2) 入札参加予定者が体調不良(発熱、悪寒等)の場合は、代理の者に交代して入札に臨むこと。
- (3) 入札の際に提出された書類は、返却しない。

#### 13 問い合わせ先

那覇市議会事務局庶務課 担当 赤嶺

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話番号：098-862-8108 FAX 番号：098-862-8296

E-mail：G-SYOMU001@city.naha.lg.jp